

別表 [FENICSビジネスIPネットワークサービス Etherコネク特接続]

1. ネットワークサービスの提供

当社（以下「乙」という）は、ネットワークサービスの利用者（以下「甲」という）に対し、第4項記載のネットワークサービス（以下「本ネットワークサービス」という）を提供します。

2. ネットワークサービスの概要

本ネットワークサービスは、複数の甲設備間を、アクセス回線、アクセスポイント、FENICSネットワークサービス用電気通信回線およびFENICSネットワークサービス用電気通信設備で接続することにより、甲が、専用の閉域IPネットワークおよびインターネットを利用できるようにするネットワークサービスです。

3. ネットワークサービス提供の前提条件

甲は、乙が本ネットワークサービスを提供する前提条件として、自己の責任と費用負担で本ネットワークサービスを利用するために必要となる甲設備を用意するものとします。なお、ネットワークサービスによっては、アクセス回線についても甲が用意する場合があります。

4. ネットワークサービスの内容

(1) 初期サービス

乙は、甲が本ネットワークサービスを通じて専用の閉域IPネットワークを利用できるようにするために、FENICSネットワークサービス用電気通信設備およびFENICSネットワークサービス用電気通信回線に対して、所定の準備作業を実施します。なお、アクセス回線については、乙が他の電気通信事業者その他のアクセス回線提供者と契約するものとし、当該アクセス回線は乙の単独名義の回線とします。

(2) 接続サービス

乙は、甲が専用の閉域IPネットワークを利用するために必要となるFENICSネットワークサービス用電気通信回線を、以下の品目により継続的に提供します。乙は、専用線（Etherコネク特）をアクセス回線として、本ネットワークサービスの全部または一部を提供します。

品目	内容
10Mbps	10Mbpsの符号伝送可能な電気通信回線を用いて提供するネットワークサービス
100Mbps	100Mbpsの符号伝送可能な電気通信回線を用いて提供するネットワークサービス

5. 提供区域

本ネットワークサービスにおけるアクセス回線の提供区域は、乙が当該ネットワークサービスの提供を受けている他の電気通信事業者またはその他アクセス回線提供者の提供区域に準ずるものとします。

6. 接続サービス提供時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスの提供時間帯は、24時間365日とします。ただし、利用規約に基づき、乙は接続サービスの提供を中断することができるものとします。

7. 接続サービス障害受付時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスの障害受付時間帯は、24時間365日とします。ただし、アクセス回線の障害受付時間帯は、乙が当該ネットワークサービスの提供を受けている他の電気通信事業者またはその他のアクセス回線提供者の障害受付時間帯に準ずるものとします。また、アクセス回線を別途甲が準備するサービスについては、当該アクセス回線区間における障害受付は、本ネットワークサービスの対象外とします。

8. 接続サービス障害対応時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスの障害対応時間帯は、24時間365日とします。ただし、アクセス回線の障害対応時間帯は、乙が当該ネットワークサービスの提供を受けている他の電気通信事業者またはその他のアクセス回線提供者の障害対応時間帯に準ずるものとします。また、アクセス回線を別途甲が準備するサービスについては、当該アクセス回線区間における障害対応は、本ネットワークサービスの対象外とします。

9. 料金月

本ネットワークサービスにおける料金月は、毎月20日締めとし、前月21日から当月20日とします。

10. 品目一覧

本ネットワークサービスの品目は、以下のとおりとします。

品名	型名	備考	支払種別	単位
ビジネスIP 専用線（Etherコネク特） 初期費	NS31080S	Etherコネク特	従量料金制（一括払）	回線
ビジネスIP 専用線（Etherコネク特） 接続料	NS31080G	Etherコネク特3Mbps/10Mbps/30Mbps/100Mbps	従量料金制（月額払）	回線

[変更内容]

（2011年6月13日）本別表を適用します。

[凡例]

本別表では、以下の略称を用いています。

略称	名称
IP	Internet Protocol
Mbps	mega bits per second